

広島県告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成三十一年四月十一日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
廿日市市虫所山字青笹山一〇五一六の一、一〇五一六の五六、一〇五一六の五七
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養がんよう
- 三 変更にかかる指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更しない。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次とのおりとする。
(「次とのおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。)